

29川こ保第1650号

平成30年2月7日

各関係保育所園長様

川崎市こども未来局
子育て推進部保育課長

川崎市における保育所分園の設置運営について（通知）

保育所分園の設置運営については、平成10年4月9日児発第302号厚生省児童家庭局長通知「保育所分園の設置運営について」（以下「国通知」という。）により、国から技術的な勧告がされているところですが、平成30年4月1日から川崎市における保育所分園の設置運営が開始となることから、その取扱いを次のとおり定めたので、通知いたします。

1 目的

国通知に規定するとおり、保育所分園は、児童福祉法の規定に基づく保育所に分園を設置することにより、認可保育所の設置が困難な地域における保育の実施を図ることを目的としますが、その中には、採算性や連携施設等の問題から、保育所や小規模保育事業所等の設置だけでは、受入枠の維持と確保が困難な地域における保育の実施を含むものとします。

2 設置経営主体

国通知に規定するとおり、分園の設置及び経営主体は、本体となる保育所（以下「本園」という。）を設置経営する者とし、保育所を現に経営していない者が分園を設置することは認められないものとします。

3 定員規模

国通知に規定するとおり、1分園の規模は原則として30人未満としますが、本園の規模や本園との距離等を勘案して一体的な運営が可能であれば30人以上とすることができるものとします。ただし、分園の規模（複数の分園を設置する場合はその合計定員）が本園を超える場合や分園と本園の距離が通常の交通手段により30分超となる場合、本園・分園内で入園から小学校就学前までの受入が一貫して行えない場合等で一体的な運営が損なわれる恐れがある場合は、当該定員設定は認められないものとします。

また、国通知上、1分園の規模は原則として30人未満とするとありますが、その場合であっても、費用の支弁方法が明確にされていない20人未満の定員とすることは、当分の間、認められないものとします。

4 職員

国通知に規定するとおり、本園と分園のいずれもが、川崎市児童福祉施設の設備及び

運営の基準に関する条例（以下「条例」という。）第４７条に規定する職員を配置することとするほか、その特例及び運用並びに条例に定める基準を超えて配置する者についても、条例附則第６項から第１０項まで及び川崎市民間保育所の認可・運営基準に関する取扱要綱（以下「要綱」という。）第５条に規定するとおりとしますが、嘱託医及び調理員並びに施設長については、本園に配置されていることから分園には置かないことができるものとします。ただし、調理員については、調理を本園で一括により行うか、本園と分園で別個に行うかにより、本園と分園の合計定員による必要人数の本園への配置か、本園と分園の各定員による必要人数の本園と分園への配置によるものとします。

また、条例附則第６項又は要綱第５条第１０項により保育士の数に含める保健師、看護師又は准看護師及び要綱第５条第４項に規定する主任保育士を主任業務に専任化させるための子どものための教育・保育給付費等の加算に係る保育士については、本園又は分園のいずれかに、１人のみ配置するものとします。

５ 設置・管理・運営

国通知に規定するとおり、分園の設置については、１に定める目的に照らして適切に設置するものとしますが、同一敷地内に設置されているものは分園とは認められないものとします。

また、分園の管理・運営は、本園の施設長のもとに本園と一体的に施設運営が行われることを基本とし、子どものための教育・保育給付費等の加算に係る第三者評価や嘱託医による入園前健康診断及び定期健康診断、歯科検診、地域活動等も一体的に行うものとします。ただし、土曜日の共同保育については、別に定めるところにより、保護者の了解等を条件に可能とするものとし、延長保育の合同実施については、原則不可とします。

さらに、本園と分園との距離については、通常の交通手段により、３０分以内の距離を目安とします。

なお、国通知上は、本園と分園の開所時間に差を設けることが可能とありますが、本市においては、一体的な運営のため、その差を設けることは原則不可とします。

また、本園において定員内の受入れ枠があるにもかかわらず、分園での受入れを意図的に行うことがないようにするとともに、分園を設置している保育所の入所の円滑化については、本園と分園の定員規模を合算した定員により、平成１０年２月１３日児保第３号厚生省児童家庭局保育課長通知「保育所への入所の円滑化について」を適用するものとします。

６ 構造及び設備

国通知に規定するとおり、構造及び設備は、本園と分園のいずれもが、条例第４６条に規定する場合を除き、第４５条に規定する設備の基準を満たしていることとしますが、調理室及び医務室については本園にあることから設けないことができるものとします。ただし、調理室及び医務室に関して設けない取扱いとする場合であっても、本園の調理室の能力を十分勘案して衛生上及び防火上不備が生じることのないよう留意するものとしますが、本園の調理室の能力には、本園と分園の合計定員を考慮した調理室の広さ

や設備を備えるものとし、衛生上及び防火上の不備には、別に定めるところにより、本園の構造及び設備だけでなく、本園から分園への運搬及び分園での給食提供・後処理に至る全過程、並びに、分園において加熱処理を行う場合はその場の構造及び設備も含め、不備が生じないようにすることを実施条件とするほか、分園において医薬品を備えるものとし、

7 費用の支弁

国通知は、子ども・子育て支援新制度（以下「新制度」という。）施行前の費用の支弁について規定したものであるため、新制度施行後の分園を設置する保育所に係る費用の支弁については、本園、分園それぞれの定員規模による定員区分を適用し、平成27年3月31日内閣府告示第49号「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等」の別表第2に規定する各々の「基本分単価」、「処遇改善等加算Ⅰ」及び「所長設置加算」を支弁するものとし、分園に係る費用の支弁については、当支弁額の合計に、地域区分等に応じた調整率を乗じて得た額とするものとし、

また、その他の加算については、本園と分園の定員規模を合算した定員区分による加算額を加算するものとし、

8 土地及び建物の取扱い

国通知に規定するとおり、分園の土地及び建物については、設置主体が所有権を有しているか、又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていることを原則としますが、継続的かつ安定的に事業が実施できる程度の期間について、その地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記していること（ただし、事業実施に合わせ、登記を行うことができない場合において、安定的な事業の継続性の確保が図られると判断できる適切な対応がとられている場合はこの限りでない）と賃借料が適正な額であり、その賃借料を支払い得る確実な財源があることを満たす場合には、国又は地方公共団体以外の者から貸与を受けたもので差し支えないものとし、

9 保育所分園の設置に係る手続き

保育所分園の設置については、児童福祉法施行規則第37条第6項の規定に基づき、あらかじめ届け出るほか、子ども・子育て支援法第32条の規定に基づき、定員を増加しようとするときは、あらかじめ、確認の変更を申請し、同法第35条第2項の規定に基づき、定員の減少をしようとするときは、減少の日の3月前までに、届け出るものとし、

また、事前の協議を要するものとし、原則、設置希望年度の前年度の8月までに行うものとし、

（調整第1係・第2係・第3係）

電話 044-200-2662